

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 直人 殿

要 望 書

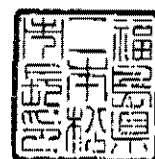
福島第一原子力発電所事故の影響下における市民の安全・安心の確保について

～内部被ばく量調査(ホールボディカウンターによる検査)の実施と

放射能から子どもを守る放射線量基準の引き下げを求めることについて～

平成23年5月24日

二本松市長 三保 恵一



東日本大震災が発生して2カ月が経ちました。福島県内の市町村と住民にとっては、地震・津波の被害を受け、加えて原子力発電所の事故による放射能漏洩、放出が続き、多くの人々が避難生活を余儀なくされております。

特に、東京電力福島第一原子力発電所の事故による危機は、今もなお進行中であり、一刻の猶予ありません。

二本松市は、放射能汚染による計画的避難区域の浪江町と川俣町、田村市と接しており、見えない放射能の恐怖、その苦しみ、不安は、筆舌に尽くしがたいものがあります。残念ながら政府からは、詳細で素早い情報提供と明確な指示は全くなく、住民の不安と憤りは高まる一方です。

5月6日に文部科学省が公表した福島第一原子力発電所から80キロ圏内の「地表汚染マップ」によれば、二本松市の大部分において地表面のセシウム134と137が1平方メートルあたり30万から60万ベクレル蓄積していることが明らかになりました。報道によれば、チェルノブイリ原発事故では、セシウム137が55万5千ベクレル以上の地域が強制移住の対象となったとのことであり、市民の間に動揺が広がっております。

この間、政府は放射線空間線量のモニタリングなどにより、住民の被ばくによる実効線量などを発表してきましたが、実際に住民が内部被ばくと外部被ばくを合わせてどの程度被ばくしているかについて調査を実施しておりません。

また、東京電力の女性社員が法定被ばく限度を超えた問題については、線量計による外部被ばくの約7倍の内部被ばくがホールボディカウンターによる検査の結果、判明しました。

このことから、実際の被ばく量を検査することの重要性が改めて明らかになったこと

は言うまでもなく、政府は、有効な被ばく対策を講じるために、ただちに実際の被ばく量を調査すべきであります。

よって二本松市民と県民の生命・身体を守り、安全・安心の確保、生活・福祉を守るために、政府においては、現下の二本松市並びに福島県内の窮状を考慮の上、下記について即座に実行されるよう強く要望いたします。

記

1. 国は、有効な被ばく対策を講じるために、ただちに実際の被ばく量調査（ホールボディカウンターによる検査）を行うこと。

二本松市は、市民を放射能被ばくから守るために、市民の健康調査（ホールボディカウンターによる検査）を市独自に実施いたしますので、技術的、財政的支援を行うこと。

2. 放射能汚染から子ども・市民を守るため放射線量基準の引き下げをただちに行うこと。

国は、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」について、1年間当たり20ミリシーベルト、空間線量率1時間当たり3.8マイクロシーベルトに設定しました。

これは、原子力安全委員会から空気中の放射線量について、非常事態収束後の基準である1年間当たり1ミリシーベルトから20ミリシーベルトを学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安との助言があったが、現在、原発事故が収束していないにも関わらず、非常事態収束後の参考レベルと、上限の1年間当たり20ミリシーベルトの高い暫定値を設定し、しかも成人と子どもとが同じレベルとしています。

さらに、校庭で土壌から巻き上げられた放射性物質を吸い込み、内部被ばくする場合もあることを考慮すべきであるが、土壌汚染による内部被ばくについては、まったく考慮されておられません。

国際放射線防護委員会 ICRP は、「非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20 ミリシーベルト/年の範囲で考えることも可能」とする声明を出しております。

年間20 ミリシーベルトは、法令で放射線による障がい防止のために設けられた妊婦や18歳未満の労働を禁止している「放射線管理区域」の基準、年間5.2 ミリシーベルト、1時間当たり約0.6 マイクロシーベルトの4倍にも相当する線量であります。

子どもは、成人よりも放射能に対する健康リスク、影響が大きいので、「放射線管理区域」の基準である年間5.2 ミリシーベルト以下にすべきであり、当面、年間の累積被ばく放射線量については、子どもは成人の半分の10 ミリシーベルト、1時間当たり放射線量1.9 マイクロシーベルト以下とすべきであります。

直ちに、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」について引き下げを行い、安全対策を講じること。

3. 小学校・中学校の校庭、幼稚園・保育所の園庭に仮置きした汚染土壌については、東京電力と国が責任をもって撤去・処分を実施し、放射能汚染土壌の除染については、東京電力と国が責任を持って賠償並びに財政支援を行うこと。
4. 東京電力福島第一原子力発電所の事故の実態、情報について正確、速やかに公表すること。